



品川区議会だより

No.240 平成25年(2013年) 11月20日 発行 品川区議会 (〒140-8715) 東京都品川区広町2丁目1番36号 電話 3777-1111(大代表) 5742-6810(直通)
品川区議会のホームページアドレス <http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/kugikai/index.html>

第3回定例会の議案

平成25年第3回定例会は、9月19日から10月21日までの33日間の会期で開催されました。
以下、概要をお知らせします。

区長提案

条例(新規)

▼区立発達障害者支援施設条例
発達障害者の自立および社会参加に資する支援を行うこと

とにより、発達障害者の福祉の増進を図るため、発達障害者支援施設を設置する。
〔名称〕区立発達障害者支援施設
〔所在地〕上大崎一丁目 20番12号
〔提供するサービス〕
(1) 就労継続支援
(2) 発達障害者に係る相談指導、助言および自立支援ならびに発達障害に係る普及および啓発
施行期日 平成26年4月1日
〔指定管理者の指定手続に係る規定は公布の日〕

条例(一部改正)

▼私債権等の管理に関する条例
非強制徴収公債権に係る延滞金の割合を見直す。
〔現行〕年10・95パーセント
〔改正後〕年5パーセント
施行期日 平成26年1月1日
▼職員の給与に関する条例
大規模災害からの復興に関する法律に規定する復興計画の作成等のため区の要請等に基づき派遣された職員に対し、災害派遣手当を支給する。
施行期日 公布の日
▼特別区民税条例
地方税法等が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する。
(1) 特別区民税等に係る延滞金の割合を見直す。
(2) 特別区民税における住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長するとともに、控除限度額を拡充する。
(3) 公的年金等に係る所得に係る特別区民税の特別徴収

について、仮特別徴収税額の算定方法を改めるほか、賦課期日後に区外へ転出した者に対し、特別徴収を一定期間継続する。
(4) 公社債等および株式等に係る所得に対する課税の制度を見直す。
(5) 都道府県または区市町村に対する寄附金に係る税額控除の額の算定方法等を見直す。
施行期日 平成26年1月1日
〔住宅借入金等特別税額控除に関する改正規定は平成27年1月1日、地方税法の改正に伴う規定整備に関する改正規定は平成28年1月1日、公的年金等に係る特別徴収に関する改正規定は平成28年10月1日、公社債等および株式等に係る所得に対する課税の制度に関する改正規定は平成29年1月1日〕

▼平成25年度一般会計補正予算
(1) 歳入歳出予算補正額
2億2千605万9千円追加
(補正後の歳入歳出予算額 1千336億3千281万9千円)
(2) 債務負担行為補正件数 追加 2件



あさひ公園 (小山2丁目17番)

その他の議案

▼専決処分の承認を求めることについて
区民住宅の明渡し等を請求する民事訴訟の提起について

台風26号による災害で被災された皆様にご案内してお見舞い申し上げます

台風26号で被災された東京都大島町に、品川区議会議員一同より災害義援金として19万円を贈りました。

議員提案

議員派遣の件

▼第75回全国都市問題会議
派遣議員 たけうち 忍

意見書

▼固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書 (5ページに掲載)
▼地方税財源の拡充に関する意見書 (6ページに掲載)

決算

▼平成24年度各会計歳入歳出決算 (7・8ページに掲載)

予算

▼平成25年度一般会計補正予算
(1) 歳入歳出予算補正額
2億2千605万9千円追加
(補正後の歳入歳出予算額 1千336億3千281万9千円)
(2) 債務負担行為補正件数 追加 2件